

Insights

日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の概要と今後の課題

暫定決定により 2025 年度に向けた準備が本格的に始まる

金融庁は 2022 年 6 月 30 日に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」（以下「暫定決定」）¹を公表しました。

本稿では、暫定決定において保険会社が留意すべきポイントを概観するとともに、欧州ソルベンシーII 導入時の弊社の経験等も踏まえ、今後日本の保険会社が取り組むべき課題について考察しています。貴社における今後の ERM 態勢整備のご参考にして頂ければ幸いです。

目次

1 はじめに	1
2 新規制の枠組み	2
3 経済価値ベースバランスシートの計算	2
4 標準モデルによる所要資本の計算	4
5 検証態勢と内部モデル	6
6 保険会社にとっての課題	9

1 はじめに

暫定決定は「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」（2020 年 6 月 26 日公表、以下「有識者会議報告書」）²における提言を踏まえ、制度設計上の各論点の検討状況をまとめた「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」（2021 年 6 月 30 日公表、以下「検討状況」）³に続き、これまでの検討内容及び国際的な動向も踏まえて新規制の基本的な内容に関する暫定的な結論及び基本的な方向性を示したものである。

暫定決定の目的は、基本的な内容を暫定的に決定することで、システム投資等を含む保険会社の態勢整備を促進することにあるが、暫定決定全般について留意すべき点は以下のとおりである。

- 暫定決定の中心は、第 1 の柱の標準モデルの考え方及び経済価値ベースのソルベンシー比率（以下「ESR」）に関する検証の枠組みである。

- 監督措置のあり方、第 2 の柱及び第 3 の柱に関連する論点については、現時点において想定される主要な論点及び検討の方向性についてのみ示している。
- 暫定決定で示した「結論」については特段の事情がない限り規制の最終化までに変更を行わない。一方、「基本的な方向性」として示した内容については、これを前提としつつ、規制の最終化に向けて詳細な議論を行っている。
- 金融庁は、暫定決定に記載された論点や方向性、保険監督者国際機構（以下「IAIS」）で検討されている Risk-based Global Insurance Capital Standard（以下「ICS」）をめぐる動向等を踏まえつつ、国内フィールドテスト（以下「FT」）等を通じた分析や関係者との対話を進め、検討を継続していく。

¹ https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/03.pdf

² https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf

³ https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf

2 新規制の枠組み

有識者会議報告書でイメージとして示されていたタイムラインについては、ESRの初回適用基準日を2026年3月末とすることが暫定的な結論となっており、保険会社に2025年度導入を前提としたシステム投資等を含む態勢整備を本格的に迫るものとなっている。

その他新規制の枠組みとして注目すべき点は以下のとおりである。

- 年度末のほか中間期末における報告を求めることが暫定的な結論となっている。ただし、中間期末における計算仕様等に関しては、今後FT等を実施しその妥当性を確認するといった進め方を念頭に検討を行っていく。
- FTに基づく2025年3月末時点のESRを参考値として現行ソルベンシー・マージン比率（以下「SMR」）と並行開示することや、2026年3月末の規制導入前にステークホルダーへの説明機会を設けるなど具体的な方策について今後検討を行っていく。なお、SMRについては保険計理人の確認業務を廃止することが基本的な方向性となっている。
- 報告期限は、新規制導入後は2021年度FTの報告期限（単体：9月末、連結：11月末）より早期とすることが適当であるとしつつも、結論は出ていない。今後、関連する論点を踏まえて検討を行う。
- 標準モデルの基本的な考え方は、ICSの仕様と基本的な構造は共通にした上で、合理性が認められる範囲において国内独自の修正を行った基準を全保険会社に対して適用する。連結規制においてはこれをもって国際的に活動する保険グループ（以下「IAIG」）に対するICSの国内実施とする。
- プロポーシヨナリティ原則⁴の適用については、保険会社に一定の裁量を認めつつ、判断の妥当性を確保する仕組み（独立した検証や当局への報告、外部への開示等）も必要と考えられるため、適切な運用が行われるような制度設計について、2023年頃に具体的な方向性を示す。

以下では、保険会社にとって留意すべきポイントを、経済価値ベースバランスシートの計算、標準モデルによる所要資本の計算、検証態勢と内部モデル、に分けて整理している。

3 経済価値ベースバランスシートの計算

3.1 連結の範囲

現在の連結SMRにおいては、会計上の連結の範囲を基本としつつも、金融子会社については重要性の原則を適用することなく、原則としてすべて連結の対象に含めることとしている。

新規制においても、会計上は連結対象外となっている金融子会社について、ESRに与える影響から保険会社が重要と判断した場合には連結対象とすることとしている。

重要性の判定においては、今後のFT等を通じて具体化を進めることとしている。また連結対象となった子会社についても、合理的な理由がある場合には、当該子会社への出資額を適格資本から控除する等の代替的な取扱いについても今後検討を行うとしている。

3.2 経済価値ベース評価方法

バランスシート

ESRの計算にあたっては、日本基準のバランスシートに加えて、国際財務報告基準（以下「IFRS」）を適用している会社については、IFRS基準のバランスシートを出発点とすることも認められた。さらに以下の論点について一定の方向性が示されている。

- 経済価値ベースバランスシートの勘定科目については、ICSをベースとする現行FTでは通常使用している勘定科目からの分解や組替えの負荷が大きいことから、決算状況表の科目区分をベースとして調整を行ったものに見直す。
- 過去のFTにおいて、時価（公正価値）評価の基準が明確でなかった資産・負債のうち、「市場価格がない株式等及び組合等への出資」、「不動産」、「保険約款貸付」については、時価評価を原則とすることが暫定的な結論として示された。

表1 ガイドライン(案)が示された領域

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業費に係るキャッシュフロー予測 ■ 保証とオプションの評価対象 ■ 確率論的手法による計算に用いる経済シナリオ ■ 保険契約者行動 ■ 元受契約に関する契約の境界線 ■ 前提条件に関する一般的事項 ■ 死亡率等への将来に向けたトレンドの反映 ■ 実績が未判明なものや新商品における前提条件の設定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 前提条件における巨大災害の反映 ■ 一時的な要因により生じた実績データの除外 ■ データ品質における「正確性」「完全性」及び「適切性」の基準 ■ 外部データ ■ データが不十分な場合における計算手法 ■ マネジメント・アクション ■ 計算手法・モデル及び前提条件の変更 |
|---|--|

⁴ ある特定の要素または方法を当該計算及び評価に適用した結果、得られる数値の質または当該数値に関連するリスクの評価が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示せる場合、当該要素または方法を適用しない、あるいは簡素化することができるという考え方。

現在推計

保険負債の現在推計についてはその解釈によって多様性が生じ得ることから、暫定決定では追加的なガイドラインを導入することが基本的な方向性とされており、表 1 の領域についてガイドラインの基本的な要素とその考え方がガイドライン（案）として提示されている。また今後ガイドラインを定める可能性のある論点として、再保険契約に関する契約の境界線、IFRS 第 17 号に基づき評価される保険負債の活用、簡便法、を取り上げている。

ガイドライン（案）は、評価手法における統一的な取扱いや手法選択の留意点及び着眼点、妥当性確保のための検証の要件やプロセスの留意点及び着眼点等をまとめたものであり、正式導入に向けた素案の位置付けとなっている。今後、法令レベルで定める保険負債の評価・検証に関する基本的要件を補完するものとして引き続き検討する。

割引率

割引率に関する論点は、ベースイールドカーブ（無リスク金利）に関するものと上乘セスプレッド（調整後スプレッド）に関するものに分けられる。このうちベースイールドカーブについては、現在の ICS のアプローチを適用することが基本的な方向性とされた。一方、上乘セスプレッドについては、3 バケット・アプローチ⁵を採用するものの、暫定決定では以下の点が ICS のアプローチと異なる結論となっている。

- ミドルバケットのスプレッドの計算単位は、通貨単位ではなくポートフォリオ単位とする。
- ミドルバケットの適用要件 d（特定された資産ポートフォリオの基準日時点における市場価値の合計が当該ポートフォリオの現在推計より大きいこと）の計算に用いる割引率は、無リスク金利ではなく一般バケットのイールドカーブとする。

このほか、いくつかの論点については、2022 年度 FT において追加的な情報収集を行うこととなっている。

MOCE

保険負債の評価において現在推計に上乘せされるマージンである MOCE の計算方法については、大きくパーセンタイル法と資本コスト法がある。ICS ではパーセンタイル法が採用されているが、新規制においては、理論面及び各社のリスク実態をより適切に反映する観点から資本コスト法を採用することが暫定的な結論となった。

資本コスト法では資本コスト率の水準が保険負債の額に大きな影響を及ぼすが、資本コスト率の水準については、諸外国の制度や内部管理上の取扱いとして以下が例示されている。

- 欧州ソルベンシーII では MOCE に相当するリスクマージンの資本コスト率を 6%と定めており、2020 年のソルベンシーII レビューにおいてもこの水準を変更しないことが EIOPA から勧告されている。
- 欧州の主要保険会社の CRO で構成される CRO フォーラムは、資本コスト率の水準として 2.5%~4.5%を提言している。
- 日本の生命保険会社が内部管理において資本コスト法を採用している場合、その水準は 2.5%~6.5%となっている。また日本でエンベディッド・バリュー（以下「EV」）を開示している会社において、EV 中のヘッジ不能リスクのコストの計算に資本コスト率を用いている場合、その水準は 2.5%~6%となっている。
- ICS のパーセンタイル法に対応する資本コスト率は、生保単体の場合、加重平均値 2.3% / 中央値 2.4%、損保単体の場合、加重平均値 2.8% / 中央値 5.7%となっている（2020 年度 FT における試算値）。

これらを踏まえ、資本コスト率については 3%前後を一つの目線としつつ、実務的負荷の大きい将来の所要資本の推計方法と併せて、今後の FT 等を通じて検討を深めていくこととしている。また所要資本の計算において MOCE の変動は引き続き考慮しないことも暫定的な結論となっている。

3.3 適格資本

適格資本の規定については、以下に示すとおり、基本的に ICS あるいは現在の仕様を維持することが暫定的な結論となっている。主な内容は以下のとおりである。

- 相互会社の永続性に近い性質を備える基金については Tier1 資本に算入可能。
- 支店形態の株式会社による支払保証委託契約や供託金支払保証委託契約等は適格資本への算入が認められない。
- 「算入制限のない Tier1 資本」以外の資本を対象とした適格資本については、所要資本を基準とした構成制限の適用を受けるため、所要資本の減少に伴い会社の適格資本も減額することになる。
- グループベースでの資本の流用可能性⁶については ICS の議論の動向を踏まえ今後検討する。
- 各社の資本戦略への影響等を踏まえ、資本調達手段の適格性要件に関する経過措置を今後検討する。

⁵ 保険負債及びそれを裏付ける資産の特性に応じて、異なる 3 つのバケット（トップ・ミドル・一般）に保険負債を区分し、上位のバケットほど自社ポートフォリオのスプレッドが反映される仕組み。なお、2020 年度及び 2021 年度 FT では、トップバケットを使用した保険会社（単体）ではなく、損保（単体）では全社が一般バケットを使用している。

⁶ グループ内のある保険会社の所要資本を超える超過資本をグループ内の他の保険会社の損失や所要資本をカバーするために利用する仕組み。

3.4 その他の論点

非保険事業

非保険事業については、これまでのFTではICSに準じた仕様であったが、日本の制度・法令に即して定義及び計算方法の明確化を行い、また銀行事業については国際統一基準行と国内基準行それぞれの計算方法を適用するよう修正する基本的な方向性が示された。

少額短期保険業者については、保険事業として取扱うことが基本的な方向性として示されたが、具体的な計算方法については、プロポーショナルリティ原則も踏まえて引き続き検討することとなっている。

税効果

バランスシートの経済価値ベースへの評価替に際しては、対応する繰延税金資産（以下「DTA」）/繰延税金負債（以下「DTL」）についても調整を行うこととしており、その正味額により会計ベースのDTA/DTLを調整する。

過去のFTの仕様では、連結ベースでのDTA/DTLの調整（相殺）方法において、規制上の準備金を純資産に振り替える際に対応するDTAが相殺できず、Tier2資本算入制限により適格資本に影響が生じる場合があった。このため、2022年度FTでは、グループ内の各保険会社のDTAを上限に規制上の準備金に対応するDTAを相殺可能として試行し、今後も引き続き検討する。

所要資本における税効果

ストレスから生じる課税損失を相殺するのに十分な課税所得を有している場合には、ストレスから生じる課税損失で課税所得を減少させることが可能と考えられることから、所要資本の計算においては、税による軽減効果を考慮することとなっている。FTの仕様はICSに準じて軽減効果に一定の上限が設けられているが、日本の実態を踏まえると上限が過度に保守的であるとの意見もあるため、現在の仕様を維持しつつ妥当性について引き続き確認する。

4 標準モデルによる所要資本の計算

4.1 生命保険リスク

生命保険リスクは、死亡、長寿、罹患・障害、解約・失効及び経費の5つのリスクから構成され、これらのリスクに係る所要資本を相関行列により統合したものを生命保険リスクの所要資本とする。

死亡リスク

死亡リスクの所要資本は、死亡率の水準に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算される。2019年度FTで収集された実績データに基づくくと、ICS及び2021年度FTのストレス係数10%よりもやや高い水準が示唆されたことから、2022年度FTではストレス係数を12.5%とすることが提案されている。2022年度FTではこのストレス係数に基づく計算に加えて実績データの収集を行い、2023年頃に最終的なストレス係数を決定する。

長寿リスク

長寿リスクの所要資本も死亡リスクと同様に、死亡率の水準に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算される。長寿リスクのストレス係数は17.5%が設定されているが、これは2019年度FTで収集された実績データに基づく分析とも概ね整合的とされており、この水準が継続使用される。

罹患・障害リスク

罹患・障害リスクの所要資本は、以下の4つの商品区分に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算される（ストレス係数は2021年度FTのもの）。

- 商品区分1：医療費補償を提供する商品（ストレス係数：短期20%、長期8%）
- 商品区分2：健康事象発現時の一時金を提供する商品（ストレス係数：短期25%、長期8%）
- 商品区分3：短期定期的給付を提供する商品（ストレス係数：短期20%、長期10%）
- 商品区分4：長期定期的給付を提供する商品（ストレス係数：短期-発生率25%・回復率20%、長期-発生率20%・回復率20%）

2019年度FTで収集された実績データに基づく分析から、2022年度FTでは商品区分2の長期のストレス係数を20%に、商品区分3の長期のストレス係数を12%にすることが提案されている。2022年度FTではこのストレス係数に基づく計算に加えて実績データの収集を行い、2023年頃に最終的なストレス係数を決定する。

解約・失効リスク

解約・失効リスクの所要資本は、水準及びトレンドの要素と大量解約の要素に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算した上で、いずれか大きい方となる。

- 水準及びトレンドの要素に関しては、2019年度FTで収集された実績データに基づく分析から、2022年度FTではストレス係数を20%から25%に変更することが提案されている。2022年度FTではこのストレス係数に基づく計算に加えて実績データの収集を行い、2023年頃に最終的なストレス係数を決定する。
- 大量解約の要素については、同質なりスクグループの設定方法及びストレス係数について合理的な精緻化が可能かどうか引き続き検討を行う。

経費リスク

経費リスクは、経費単価のリスクと経費のインフレリスクを対象とし、両者のストレスが同時に発生した場合の純資産の減少額として計算される。経費リスクについては現在の仕様を維持することが暫定的な結論となっている。

4.2 損害保険リスク

損害保険リスク（保険料リスク・支払備金リスク）は、所定のドライバー（例：保険料リスクでは正味既経過保険料）にリスク係数を乗じて計算される。

- リスク係数は国際的に活動する大規模な保険グループを中心に較正されていることから、標準的なリスク係数の検討と併せて、各社の実績データ等に基づく会社固有のリスク係数についても今後検討を行う。
- 2019年度 FT で収集された実績データに基づく分析から、2022年度 FT では傷害、自動車の商品区分における支払備金リスクのリスク係数が変更され、ペット保険については商品区分の新設が提案されている。2022年度 FT では実績データの再収集・分析を行い、2023年頃にリスク係数を最終化する予定である。
- 保険料リスクのドライバーの1つである翌年度正味既経過保険料については、各社の合理的な予測に基づくものとなっている。判断の妥当性確保のための一定の目線の整備の要否については、引き続き検討することとなっている。

4.3 巨大災害リスク

巨大自然災害リスク

巨大自然災害リスクのうち日本国内の地震・風水災リスクについては、何らかの標準的手法を設定することが基本的な方向性として示された。

- 火災保険に係る日本の地震及び風水災リスクについては、損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル（以下「機構モデル」）の使用を標準的手法として位置付けることが暫定的な結論となった。機構モデルの計算ロジックや前提条件の妥当性についての検証は求められないが、使用にあたっては、機構モデルの特性を理解し、自社のインプットデータや受再・出再にかかる調整等の妥当性について、重要性やデータの入手可能性等に応じた適切な検証が求められる。
- 火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクについては、標準的手法は確定できないものの、機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法（手法1）や、現行 SMR と同様のファクター方式による計測手法（手法2）のいずれかまたは両方を標準的手法として位置付けることを念頭に引き続き検討する。
- 標準的手法が利用可能でない場合や標準的手法が対象としていないリスクを計測しているケースでは、重要性に応じて各社が妥当と考える手法を用いるが、その妥当性については、内部検証及び当局審査を受けることが基本的な考え方となる。

- 海外自然災害については、自然災害リスクの複雑性・個別性や、内部管理との整合性を踏まえ、基本的な方向性は、①重要性が大きい地域・ペリルについては一定のガバナンスの下で各社が妥当と考える手法により計測することが適切、②重要性が小さい地域・ペリルについても各社が妥当と考える手法により計測することが適切、となったものの、全社共通の簡便的手法の要否についても引き続き検討する。

その他の巨大災害リスク

自然災害以外の巨大災害リスク（テロ攻撃、パンデミック、信用・保証）については、現在の FT の仕様を基本的な方向性としつつ、仕様とは異なるより蓋然性の高いシナリオを用いることの適否、何らかの仕様調整の要否、重要性を踏まえた簡便的計算の可否等について、引き続き検討することとなった。

4.4 市場リスク

金利リスク

金利リスクについては、現在の FT の仕様を採用することが暫定的な結論となった。ただし、当該仕様が内部管理上のリスク管理の高度化を停滞・後退させる可能性がある課題（例：内部管理上では終局金利（UFR）を適用しない割引率を用いている等）に加えて、割引率のあり方、内部モデルの活用のあるり方等多面的な視点からの検討も必要と整理している。このため、保険会社のリスク管理の高度化を促すための実効的な枠組みの構築に向けて、引き続き検討することとなった。

スプレッドリスク

スプレッドリスクについては、現在の FT の仕様を採用することが暫定的な結論となった。なお、スプレッドリスクの対象資産及び資産側のスプレッドリスクの計測方法について、仕様が不明確であるとの意見があったことから、2022年度 FT では仕様が明確化される。

株式リスク

規模の大きい子会社を有する保険会社にとって、現在の FT の計測手法（その他の株式の場合は49%の価格下落ストレスを適用）ではリスク実態が適切に反映されていないとの論点を踏まえ、2021年度 FT では単体ベースにおける子会社株式へのルックスルー・アプローチの適用が試行された。

ルックスルー・アプローチの適用は子会社株式の経済実態をより適切に反映できるものの、会社によっては内部管理との不整合性や実務負荷が増加するといった意見も踏まえ、適用を必須としないことが暫定的な結論となった。

- 生命保険業界からは、政策的措置として、ソルベンシーIIで導入されている「株式リスクに係る対称調整メカニズム」、「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」を新規制においても導入することを要望する意見があったが、これらの措置については、今後経過措置や監督措置の議論と併せて行うことが適切と考えられるとの意見が示されている。

- その他の仕様については、基本的な方向性や暫定的な結論についての記載はないが、現在の FT の仕様を採用するものと思われる。

不動産リスク、為替リスク

- 不動産リスクについては、現在の FT の仕様を採用することが暫定的な結論となった。ただし、リスク係数（25%の価格下落ストレス）の妥当性については、引き続き確認することとなっている。
- 為替リスクについては、「正味エクスポージャー」の考え方も含めて、現在の FT の仕様を採用することが暫定的な結論となった。

資産集中リスク

資産集中リスクは、現行 SMR にはないリスクカテゴリーであり、信用リスクの計算で捕捉されていない個別のカウンターパーティに固有のリスクを補完するものである。

現在の FT の仕様では、ポートフォリオが特定のカウンターパーティに極端に集中している場合に、資産集中リスクの所要資本が過度に大きくなる可能性があり、過去の FT においては、特に「グループ内再保険」「銀行預金」「子会社株式」等について、一定の集中が起きている会社が見られた。

このような過度な保守性を排除する観点から、仕様について修正を行うことが基本的な方向性として示され、修正内容については引き続き改善を図っていくこととなった。このため、2022年度 FT では、子会社株式・グループ内再保険・銀行預金・未収保険料等について、当該エクスポージャーにかかる所要資本への寄与分への上限設定（エクスポージャー×上限係数）を試行することが提案されている。

4.5 信用リスク

以下の論点を除き、基本的な方向性や暫定的な結論についての記載はないが、現在の FT の仕様を採用するものと思われる。

- 日本の地方債については、ICS 及び過去の FT の仕様では「公共部門」に分類した上で信用リスクの計算対象としていたが、新規制においては、現行 SMR と同様、信用リスクの計算対象外とすることが暫定的な結論となった。これは、日本においては地方債の償還財源が地方財政制度等により確保されている等、安全性が極めて高いというリスク実態を踏まえたものとされている。
- 全米保険監督官協会が指定した格付（以下「NAIC 格付」）については、現在の FT の仕様では使用が認められているが、保険会社のリスク管理実態や客観性・比較可能性といった観点や、ICS において標準モデルに含まれるかをモニタリング期間中に決定することとなっていること等を踏まえ、新規制における取扱いは引き続き検討する。
- 内部格付については、客観性及び比較可能性の観点から使用を認めないことが暫定的な結論となった。

4.6 オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、所定のドライバー（グロス収入保険料、グロス現在推計、グロス収入保険料の前年度からの増加額）にリスク係数を乗じて計算されるが、過去の FT においては、一定の状況下では過度に保守的な所要資本が計算される可能性があることが確認されている。

このような過度な保守性を排除する観点から、過去の FT の仕様で計算される所要資本に対し、一定の上限値を設定することが、暫定的な結論として示された。このため、2022年度 FT では、オペレーショナルリスク以外の所要資本の合計（分散効果反映後）の 20%を上限値として試行することが提案されている。

4.7 その他の論点

為替予約を用いた為替リスクのヘッジ取引のロールに代表される、市場リスクのリスク削減手法の更新については、各社が平時における当該取引の十分な流動性や過去の市場のショック時におけるヘッジポジション構築の実績を踏まえて更新可能性を判断することとし、その判断根拠等を金融庁に報告することが暫定的な結論となった。なお、ダイナミックヘッジの取扱いについては、ICS の動向も踏まえて、今後検討を進めていく。

また所要資本に係るリスク削減手法等に関する論点の 1 つであるマネジメント・アクションの効果を確認する場合には、現在推計の評価と同様、マネジメント・アクションに関するガイドライン（案）に留意した上で適切な計算が行われることが必要となった。

5 検証態勢と内部モデル

5.1 検証態勢

暫定決定では、ESR の検証の枠組みに関して基本的な方向性を示し、今後はその制度化に向けて詳細な検討を進めていくこととなった。

内部検証態勢

ESR の適切性を確保する内部の検証態勢としては、

- ① ESR 全体の適切性を確保する
- ② 判断・見積もりの要素が大きい領域の適切性を確保する

の 2 つの観点から仕組みを設けることを基本的な方向性としている。

①については、ESR 全体に関する検証責任者（例：チーフ・リスク・オフィサー）を会社が定めて態勢整備を行い、また ESR の検証内容を取締役会等及び当局に報告することが想定されている。

②については、特に保険負債に関する検証機能として保険数理機能（アクチュアリアル・ファンクション）の整備を求めることが重要とされている。

保険数理機能に求められる役割には様々なものが考えられるが、新規制の導入に向けては「規制上の資本要件の充足状況の評価（規制資本の充足状況評価において保険負債の計算に使用された前提条件やモデルの妥当性等を評価）」に関して優先的に検討を行うことが必要としている。

特に FT で試行されている保険負債の検証レポートについては、以下のとおり制度化することを基本的な方向性としている。

- 保険会社は、保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（保険数理機能）を有すること
- 保険数理機能は、少なくとも規制上の ESR の計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証すること
- 保険数理機能が実施した上記の検証の結果をまとめたレポート（保険負債の検証レポート）を年 1 回作成し、取締役会等及び当局に提出すること

保険数理機能の独立性及び適格性については以下の仕組みを導入することを基本的な方向性としつつ、保険数理機能に関する形式要件等については、保険計理人の資格要件等も参考にしながら、日本アクチュアリー会とも協議の上、今後検討していく。なお、保険数理機能の責任者は必ずしも保険計理人でなくともよいことが基本的な方向性となっている。

- 保険会社が、法令や自社が定めた方針に則して、独立性・適格性を継続的に評価する仕組みを取り入れること
- 保険会社が上記の取り組み状況等を当局に報告すること
- 当局が保険会社からの報告を踏まえ、保険数理機能の独立性・適格性確保のための方策、保険会社が妥当と判断した根拠等を確認し、水平レビューや保険会社との継続的な対話を行うこと

連結 ESR に係る保険負債についてはグループ保険数理機能が検証を行うこととし、単体ベースの保険数理機能と同様に、当該機能が実施した検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に提出することを基本的な方向性としている。

また現行 SMR については、保険計理人が確認を行い取締役会に意見書を提出することが求められているが、この確認業務を廃止することが基本的な方向性となっている。

新規制における ESR の検証は（保険計理人という）個人よりも十分なリソースのある機能が果たすべき役割とされているためである。

外部の専門家による検証

外部専門家による検証については、以下の 4 つの観点からその意義が認められるものとされている。

- ① ESR の特性を踏まえた内部におけるガバナンス態勢の補完
- ② ESR に関する情報利用者からの信頼性の確保
- ③ 我が国のソルベンシー規制に求められる情報の信頼性の水準
- ④ 当局による検証や情報利用者による検証の実効性・効率性

特に③の観点から、外部専門家による検証の制度化は、国際的な動向を踏まえた制度の堅牢性等の確保や現行 SMR において確保されている情報の信頼性の維持もしくは向上という意義が認められると積極的な方向性を示している。

しかしながら、制度化にあたっては解決すべき課題も多くあることから、暫定決定においては、「外部専門家による検証の制度化を基本的な方向性としつつ、今後の議論の進展によって制度の実効性の確保が難しいことが判明した場合や、より有効なアプローチや考え方を取り得ることが判明した場合等には、外部専門家による検証を要しない制度設計の選択肢を含め、柔軟に検討の方向性を修正することを前提として、引き続き検討を進めることとする」といった記載にとどまっている。

暫定決定では議論促進を目的として、以下の論点について現在の検討状況を整理している。

- 外部専門家による検証を導入する場合の各主体の役割分担
- 検証対象
- IFRS を活用した効率的な検証の可能性
- 検証の深度（保証の有無）
- 検証対象を ESR の計算・開示に係る内部統制とすることの留意点

5.2 内部モデル

自然災害リスクにおける内部モデルの活用

「検討状況」において既に示されていた通り、自然災害リスクを優先的に検討することとしている。自然災害リスクに係る内部モデルの審査基準については、ICS におけるモデルの適切性評価の基準「自然災害モデルのセーフガード」を踏まえ、審査基準の基本的な要素とその考え方が表 2 のとおり示されている。

各社はこれらを踏まえて、自社の実態（リスク・モデルの特性、リスクの重要性等）に応じた適切な態勢整備が求められることとなる。

自然災害モデルの審査に係る今後のスケジュールとしては、2022 年後半から審査基準案に則した保険会社による自己評価と当局レビューを開始し、2024 年に審査基準の最終化と予備審査の開始、2025 年度より本審査の開始が想定されている。

審査対象となる会社については、新規制導入までに求められる水準に到達すべく、計画的に準備を進めていく必要がある。

自然災害リスク以外の内部モデルの活用

自然災害リスク以外の内部モデルについては、標準モデルの検討状況（会社固有のストレス係数等の適用の検討を含む）や ICS での内部モデルに関する検討状況等も踏まえ、2023 年以降に新規制における取扱いについて示すことを基本的な方向性として、以下のとおり引き続き検討することとなっている。

- 生命保険リスク・損害保険リスクについては、標準モデルのストレス係数等について引き続き検討し、標準モデルでは会社のリスク特性が十分に反映されないと認められる場合には、会社固有のストレス係数等や内部モデルの活用を検討する。
- その他の巨大災害リスクや市場リスク・信用リスクについては、標準モデルの妥当性について引き続き検討しつつ、会社のリスク特性が十分に反映されないと認められる部分を中心に、標準モデルの修正や内部モデルの活用を検討する。

表 2 自然災害モデルの審査基準の概要

基準	概要
基準 1： 検証基準	<p>モデル検証プロセスについて、以下の点から整備することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 検証プロセスの明確化（方針・規定等の整備） ▪ 統計的品質基準、較正基準、ユーステスト及びガバナンス基準等の遵守 ▪ 検証機能の独立性・適格性の確保 ▪ 検証レポートの作成と当局への提出 ▪ 適切な検証手法の採用 ▪ 外部モデルの適切な理解
基準 2： 統計的品質基準	<p>自然災害モデルの技術的側面について、以下の点からテストを実施することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 計算手法・計算前提要なリスクの捕捉データ・エキスパートジャッジメント ▪ リスクの統合・分散効果 ▪ 保険負債の計算手法との整合性 ▪ リスク削減効果、マネジメント・アクションの考慮
基準 3： 較正基準	<p>規制上の標準モデルと整合的になるように、リスク尺度が保有期間 1 年・信頼水準 99.5% の VaR に較正されることが必要。</p>
基準 4： ユーステスト及び ガバナンステスト	<p>自然災害モデルが、経営レベルでのリスク管理・意思決定や、経済価値評価等において、重要な役割を果たしていることが必要。 経営陣は、モデルに関する全体的な理解を求められる。特にモデルのアウトプットと限界が意思決定に及ぼす影響を理解し、取締役会・上級経営者がモデルの開発・変更にかかる承認権限を有していることが求められる。</p>
基準 5： 文書化基準	<p>検証基準、統計的品質基準、較正基準、ユーステスト及びガバナンス基準の遵守状況について、知識のある第三者が健全な判断を下すことが可能な程度に十分な文書であることが必要。</p>

6 保険会社にとっての課題

これまで述べたとおり、暫定決定は第 1 の柱の標準モデルの考え及び ESR に関する検証の枠組みを中心に、暫定的な結論及び基本的な方向性を示している。特に暫定的な結論については特段の事情がない限り変更を行わないため、保険会社は 2025 年度導入を前提とした態勢整備に取り組むことが可能になっている。

ここでは、欧州ソルベンシーII 導入時の弊社の経験等も踏まえ、今後日本の保険会社が取り組むべき課題について考える。

6.1 ESR の計測体制の整備

ESR の初回適用基準日を 2026 年 3 月末とすることが暫定的な結論となっているため、保険会社は 2026 年度の報告期限までに、経済価値ベースバランスシートの作成、適格資本・所要資本に基づく ESR の計測と検証を完了する必要がある。報告期限について経過措置が導入される可能性はあるものの、現行 SMR に比べてより複雑な ESR の計算を一定のガバナンスの下で迅速に計測できる体制を整備することが全社に求められる。

この観点から主な課題として以下が考えられる。

- 年度末のほか中間期末における報告を求めることが暫定的な結論となっているが、内部管理としては将来的に四半期あるいは月次での計測も視野に入れておく必要がある。速報性を優先したプロポーショナルリティ原則に基づく会社独自の簡易計算等を事前に検討することも有益と思われる。
- 子保険会社を持つ持株会社や海外進出している保険グループにとっては、単体以上に連結 SMR について速報性を意識する必要がある。また IFRS 基準のバランスシートを利用できる場合には、これを出発点とする効率的な仕組みを事前に検討しておくことも考えられる。なお、欧州ソルベンシーII 導入時には、リアルタイムに近いリスクモニタリングを実現するために、リスクシナリオが経済価値ベースバランスシートに与える影響を解析的な「損失関数」を使用して推定する会社も見られた。
- 規模の小さい保険会社は、FT の仕様書の解釈や計算実務に習熟した人材を育成・確保する必要がある。これまでの FT の経験を踏まえて、十分な人材や計算ツールが整備されているのかを確認する過程で、一定の業務については、外部へのアウトソースや最新の IT 技術に基づく自動化等も選択肢となる可能性がある。

6.2 保険数理機能の整備

暫定決定では、保険負債に関する検証機能として保険数理機能（アクチュアリアル・ファンクション）の整備を行うことが重要としている。

また FT における保険負債の検証レポートは、現時点では金融庁の情報収集を目的とするものであるものの、レポートの内容は実質的に保険数理機能が果たすべき役割に含まれると位置付けていることから、当面の課題としては、制度化に耐えうる保険負債の検証レポートの作成・検証態勢を整備することが考えられる。

具体的には以下の課題が考えられる。

- 保険数理機能には、一定の独立性・適格性や必要な権限・リソースを確保していることが求められるが、各社の実態に見合った組織やガバナンス態勢を検討する必要がある。暫定決定でも、各社の実態に見合った例として、検証責任者が計算機能の責任者を兼任している場合には、検証機能の上位委員会が保険負債の検証結果をレビューする等、複数の独立した組織・委員会が関与することによって会社全体として検証の適切性を確保するガバナンス態勢を例示している。欧州の保険会社でも、保険負債に係る前提設定について専門の委員会を設置する事例が見られる。
- 子保険会社を持つ持株会社や海外進出している保険グループでは、保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）で先行して求められているグループ保険数理機能を再点検する必要がある。新規制における連結 ESR に係る保険負債については、グループ保険数理機能が検証を行い、検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に提出することが基本的な方向性となっているためである。
- また将来的に、会社固有のストレス係数等を使用する場合や内部モデルに基づき所要資本を計算する場合には、データ品質や手法選択・前提条件も含めた検証をグループ保険数理機能が担うことになる。
- 社内で十分なリソースを確保できない場合、あるいは社内人材では十分な独立性を確保することが困難な場合には、外部の専門家等に一部の業務を委託することも選択肢となる。ただし、委託先の選定や委託業務の検証については、社内で十分な態勢を整備する必要がある。

6.3 内部モデルの位置付けの整理

多くの会社では、現行 SMR とは別に、既に内部モデルを用いて経済価値ベース指標に基づく内部管理を行っている⁷。個社毎の事情を一定程度捨象し「最大公約数」的に定められた計算手法である標準モデルと異なり、内部モデルは基本的に各社のリスク特性・規模等に応じて構築され、利用されてきたモデルと考えられる。

⁷ 暫定報告によれば、2021 年 9 月末時点で ORSA レポートを提出した 94 社（生命保険会社 41 社、損害保険会社 53 社）のうち、8 割超の保険会社（84 社）が健全性の指標として経済価値ベース指標を導入し、定期的なモニタリングを行っている。

FTでは「当局承認の有無にかかわらずリスク管理目的で保有しているモデル」を内部モデル⁸と定義している。

従って、現在内部モデルを保有している会社にとっては、

- ① 新規制を機に内部モデルから標準モデルによる管理に移行する
- ② 第1の柱における内部モデルとして将来的に承認を得る
- ③ 第1の柱は標準モデルで対応し、第2の柱におけるORSAの枠組みの中で内部モデルを継続して利用する

の3つの選択肢が考えられる。

自社のリスク特性やリソース・規模の観点から、①を選択する会社もあると思われる。また②の場合、まずは自然災害リスクの内部モデルの承認を検討し、自然災害リスク以外の内部モデルについては2023年以降に示される新規制における取扱いを確認して検討する流れになると思われる。一方、③の選択肢は、有識者会議報告書でも「ORSA上の健全性評価については、第1の柱の標準モデルに過度に引きずられるのではなく、自社のリスク特性を踏まえた内部モデルの構築も含め、積極的な高度化を図っていくことが重要である」と指摘されており、ERMの高度化にも資することになる。

このため、③を選択する会社にとっての課題としては以下が考えられる。

- 標準モデルと内部モデルの差異要因を詳細に分析し、今後もORSAの枠組みにおいて内部モデルを利用する目的や理由を整理する必要がある（例：標準モデルでは十分に反映されないリスクが把握できる、独自の仕様に基づくリスクや保険負債評価が実態に合っている等）。また取締役会等もその必要性を理解し、承認する必要がある。
- 今後も内部モデルに関するガバナンスを確保し、モデル・リスク⁹を管理する必要がある。FTで採用されている内部モデルの自己評価基準に照らして課題がないのかを確認しておくことも有益と思われる。特に文書化基準の要件は他の基準も関連しているため、内部モデルに関連する文書を見直すことが考えられる。
- 新規制導入後に内部モデルをどのようにリスク管理や経営に活用するのかについても、事前に検討しておく必要がある。現在、リスク許容度/リスク選好（アペタイト）/リスクリミット/アラームポイントの設定やストレステスト等について、内部モデルを用いた経済価値ベース指標による管理を実施している場合、標準モデルによる指標との整合性や対応関係について確認したり、必要に応じてリスク管理方針や規程を見直したりすることも考えられる。

6.4 おわりに

ここまで、ESRの計測体制の整備、保険数理機能の整備、内部モデルの位置付けの整理の3つの観点から、一般的に考えられる課題を見てきたが、2025年度の新規導入まで実際に取り組むべき課題やその優先順位は会社によって大きく異なるのが当然である。

しかしながら、最も重要なことは、新規制の導入を受け身ではなくERM高度化の有益な機会と捉えて、現状を見直し態勢整備を開始することである。

2025年度までの残り2年半の期間を有効に使ったアクションプランを検討することが会社にとっての最優先課題とも言えよう。

⁸ 内部モデルには、部分内部モデル（FTの一部のリスクやサブリスクの計算方法を置き換える、あるいはFTで捉えられていないリスクやある事業単位でのリスク計算を行うモデル）と全部内部モデル（FTの計算方法の全てを置き換えるモデル）がある。

⁹ 金融庁は2021年11月12日に「モデル・リスク管理に関する原則」を公表した。これは大手銀行等の金融システム上重要な金融機関を主な対象としたものだが、モデルの誤りや不適切な使用は誤った情報に基づく意思決定につながりかねないため、モデルのリスクを包括的に管理するための金融庁の期待目線を8つの原則として整理している。

本資料の内容についてのお問い合わせ先：

土井 和行

Tel: 03-6833-4769

Email: kazuyuki.doi@wtwco.com

嶋田 以和貴

Tel: 03-6833-4787

Email: iwaki.shimada@wtwco.com

WTW

保険コンサルティング&テクノロジー部門

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-1-6

日比谷パークフロント 13F

Tel: 03-6833-4600 (大代表)

03-6833-4604 (部門代表)

WTW について

WTW (NASDAQ : WTW) は、企業に対し、「人材」、「リスク」、「資本」の分野でデータと洞察主導型のソリューションを提供しています。世界 140 の国と市場においてサービスを提供しているグローバルな視点とローカルな専門知識を活用し、企業戦略の進展、組織のレジリエンス強化、従業員のモチベーション向上、パフォーマンスの最大化を支援します。私たちはお客様と緊密に協力して、持続可能な成功への機会を見つけ出し、あなたを動かす視点を提供します。



wtwco.com/social-media

Copyright ©2022 WTW. All rights reserved.

WTW-ICTJP-22-0801-2

wtwco.com

